

欧州司法裁判所訪問報告

平成26年5月19日

最高裁判所事務総局秘書課御中

在欧州長期在外研究員

梅 本 友 美
岡 野 慎 也
倉 重 龍 輔
田 中 い 奈
堂 英 洋
横 田 朋 子
吉 賀 朝 哉

下記のとおり、欧州派遣中の在外研究員有志で欧州司法裁判所を訪問したので、報告する。

記

第1 日時及び場所

平成26年5月14日午前9時から午後1時まで
欧州司法裁判所（ルクセンブルク大公国）

第2 参加者

欧州派遣中の判事補6名及び裁判所事務官1名

第3 内容

1 概要

欧州司法裁判所涉外情報部署所属の[]の案内の下、後記2以降のプログラムに参加した。

[]によれば、欧州司法裁判所には年間約4万人の見学者が訪れ、その対

応のために[]のような見学者対応専門の職員が10名程度配置されている
そうである。[]は5か国語での対応が可能とのことであ
り、[]の同僚もそれぞれ五、六か国語での対応が可能とのことであつた。

同裁判所庁舎への入館のためには、事前登録、IDカード（パスポート）の
提示、荷物のX線検査の必要があるなど、セキュリティ・チェックはかなり厳
重であつた。

訪問の最後に記念品をいただいたが、その内容は、USBメモリ、ボールペ
ン、裁判所写真集、ノートパッド、書類かばん等と非常に充実しており、広報
への注力ぶりに驚かされた。ただし、前二者は常に配布するものだが、後三者
は、裁判官の訪問等特別な場合にのみ配布しているそうである。広報について
は、特に欧州司法裁判所が（加盟各国に設置されている）伝統的な裁判所とは
異なる存在であることから、裁判所の透明性向上の一環として極めて重要なも
のと考えているとのことであり、ヨーロッパ連合（EU）市民はもちろん、E
U域外の者に対しても、欧州司法裁判所を認識、理解してもらうために力を入
れているとのことであつた。

2 施設見学

同裁判所内の施設を見学した。庁舎は、1970年代に建てられたものが、
その後増築を経て、2000年代に改装されたものだそうである。

庁舎内は、黒を基調とした内装が施されているとともに、加盟国から寄託を
受けた様々な芸術作品が飾られているのが印象的であつた。EUが欧州石炭鉄
鋼共同体（ECS C）から出発したことから、石炭や鉄鉱石の色である黒を同
裁判所庁舎のイメージカラーとして採用しているそうである。他にも、照明が
炭鉱内の照明と同じ形をしていたり、様々な場所に鉄が使用されていたりする
等、石炭と鉄鋼をイメージした内装になっていた。

法廷は吹き抜けで自然光が入る上（上部には鉄製のカーテンがつるされてお
り、法廷側からは外が見えるが、外からは中が見えないようになっているそう

である。）、当事者席と傍聴席との間に仕切りはなく、とても開放的な雰囲気であった。EU公用語24か国語が全て欧州司法裁判所の公用語となるため、同時通訳のための24ブースが法廷を取り囲んでいた。

3 傍聴事件の説明

傍聴する事件（ ）について、担当裁判官所属の から、事案の解説を受けた。今回傍聴した事件は、ドイツの連邦通常裁判所（以下、単に「連邦通常裁判所」という。）からの先決付託事件であった。

同事件は、ドイツ国内で （たばこと一緒に吸引することで、気分を高揚させる作用をもたらすもの）を販売していたことに関するものである。捜査において、同物質からは、大麻と同様の作用を有する人工的な物質が検出された。しかしながら、ドイツの脱法薬物に対する法律（Betäubungsmittelgesetz）は同物質を規制対象としていなかったため、検察官は、 として起訴した。同氏は下級審で有罪判決を受けたが上告したため、同事件は現在連邦通常裁判所に係属中である（ ）。連邦通常裁判所は、原審事実認定を前提にした上で、問題となっている が、単に気分を高揚させる作用を有するにすぎないことから、 に含まれるかという点を検討する必要があると判断した。ところで、EU域内では、EU規則2001年第83号により、医薬品に関する規制の統一基準が設定されており、規制対象の医薬品の意義については、同規則1条2項に定義規定が置かれた結果、同項が各加盟国薬事法の基礎となっていた。そこで、連邦通常裁判所は、当該論点はEU法解釈の問題であるとして、欧州司法裁判所

に対し、要旨、同規則1条2項b¹にいう「医薬品」とは、治療に際して何らかの有益性があるか、人の身体機能をいくらかでも良い方向にしさえすれば、単に人の生理機能を変更するにすぎない物質（回復、治療効果がないもの）であってもよいのか、より端的には、単に気分を高揚させる作用を得る目的で使用する物質又は複合物（その過程で身体に対するリスクが生じ得るもの）は、同項にいう「医薬品」に含まれるのかという問題について先決付託をした。今回傍聴した事件は、当該、先決付託に係る事件である。

なお、同事件の説明に際し、 は、参加国のうち、英国が現時点で何らの書面をも提出していないことを指摘し、同国がどのような主張をするのかは、傍聴において注意すべきであるとの指摘をされた。

4 法廷傍聴

同事件は、欧州司法裁判所の基本型である5人の裁判官による合議体により、主としてドイツ語を用いて審理された。

同事件の進行は、法務官による事件の読み上げから始まり、欧州委員会、ドイツ、参加国といった順番で主張がなされていった（主張の順序、時間配分は、開廷前に裁判官、参加者らで協議するようである。）。本件の法的な問題は、当然、脱法薬物取締りの必要性和、規制範囲の明確性に関する罪刑法定主義との対立であるが、参加国の主張は、いずれも日本の法律家の思考と大きく異なるものではなかったように思う。裁判官による介入はほとんどなかったが、国際連合の規制との関係を指摘した主張に関し、国際連合の状況に関して求釈明を行う場面があった。

事前に指摘を受けていた英国の主張は最後から二番目であり、同国は、規定の明確性、特定性との関係から、本件で問題となっているような物質にまで、

¹（医薬品とは、同項aに加え、）薬理学、免疫学、代謝作用に関する知見を用いて生理機能を回復、治療、変更するために、又は、診断のために、人に対して使用又は投与される全ての物質又は複合物（をいう。）

薬事規制範囲を拡大することには反対であるとの意見を述べた。

最後の主張国はノルウェーであり、同国も、薬事法の規制対象を曖昧にしていけばコーヒーやアルコールまでもが含まれかねないといった例を挙げ、英国と同趣旨の主張をしていた。ところで、ノルウェーはEU加盟国ではないため、なぜ本件先決付託手続に参加しているのか研究員の間で議論になった。その後、欧州経済領域（EEA）加盟国に関する欧州司法裁判所規定96条1項e²の存在を知ることができ、大変勉強になった。実は、ルクセンブルクには、EU加盟国でないEEA加盟国間の事件を対象とする欧州自由貿易連合（EFTA）裁判所も存在するが、日本での知名度は低い。同裁判所と欧州司法裁判所との関係は、研究対象として非常に興味深いと思われる。

5 欧州司法裁判所 [] との面会

同裁判官から、EU法の理念、仕組み、一般裁判所、職員裁判所を含む欧州司法裁判所の全体像に関する御説明をいただいた。域内人口5億人となるEUが持つインパクトや域内市場の持つ意義、欧州という狭い地域内にそれだけの人数が生活することに基因する問題をEU法がいかに解決するかという点も非常にわかりやすく説明していただいた。

[] でもある同裁判官の説明が熱を帯びたため、ほとんど質問時間がなくなってしまったのは残念であった。当職らからは、いずれも欧州人権条約を法源とする欧州司法裁判所と欧州人権裁判所との役割分担について質問をした。同裁判官からは、当初経済的な機関として始まったEU（始まりは欧州石炭鉄鋼共同体）が、その法体系の中に人権概念を取り込んでいった経緯や、欧州人権憲章の影響、EU自体が欧州人権条約の締結者になることがEU司法に与える影響等を御説明いただいた。

² 以下の者は、（先決付託事件において）裁判所に対して意見を述べることができる。

e 先決付託の対象がEEAの適用分野に関する事項である場合、EU加盟国でないEEA加盟国

6 質疑応答

最後に、イタリア人法務官所属の [REDACTED]
による質疑応答が行われた。

冒頭、 [REDACTED] から、法務官制度の概要、その任用手続、裁判手続との関わり
方等に関する説明を受けた。

その後の質疑応答では、当職らから、裁判官と法務官との協議の状況（双方
が互いに影響されることを防止するために、裁判官と法務官との接触には厳格
な規則があるとのことであった。）、欧州司法裁判所の事件処理状況、裁判所
職員として求められる資質等の質問をした。

以上